

令和8年度渋谷区緑化普及推進事業助成

はじめに

渋谷区内における身近なみどりを創出し、緑被率および緑視率の増加に寄与することを目的として、**300㎡未満の敷地**における緑化に係る費用を助成します。
必ず植栽工事前に事前申請を行ってください。

既設の建築物も
対象です



対象者

以下のいずれかに該当する場合に、助成対象となります。

- ・区内の建築物等に自らが居住または所有する区民
※新しく建築物等を購入する場合も含まれます。
- ・区内の建築物等で事業を営んでいる個人事業者
- ・区内の建築物等を管理する管理組合等

対象となる緑化方法

以下の方法で新たに**3.0㎡以上**の緑化を行う場合に助成対象となります。

1. 敷地緑化

種類	高さの限度 (植栽時)	単位面積	積算面積 (本数×単位面積)	緑化判定 面積	その他要件等
高木	2.0m 以上	3.0 ㎡/本	本数×3.0 ㎡	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・接道部から5m 以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること ・竹類は高さに関わらず低木Aとみなす
中木	1.5m 以上 2.0m 未満	2.0 ㎡/本	本数×2.0 ㎡		
低木 A	0.6m 以上 1.5m 未満	1.0 ㎡/本	本数×1.0 ㎡		
低木 B	0.3m 以上 0.6m 未満	0.3 ㎡/本	本数×0.3 ㎡		
植樹帯	0.2m 以上で 密植状態		基盤面積	基盤面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・接道部から5m 以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること ・植樹帯の中に樹木を植栽した場合は、植樹帯の面積のみ算定する

2.生垣緑化

種類	高さの限度 (植栽時)	積算面積	緑化判定 面積	その他要件等
生垣	0.9m 以上 3.0m以下	高さ×延長	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・接道部から5m 以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること ・植栽幅は 0.3m 以上確保すること ・植栽間隔の目安は樹木の枝葉が重なり合う程度とする

3.壁面緑化

種類	高さの限度 (植栽時)	積算面積	緑化判定面 積	その他要件等
登はん型	上限 1.2m	高さ×延長	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> ・接道部から5m 以内で、基盤と接道部との間に遮蔽物がなく、植栽が直接見通せること。 ・特殊な植栽専用補助資材を用いる場合は事前協議を行うこと
下垂型	上限 2.0m	高さ×延長	積算面積	
特殊	上限 2.0m (パレット式は 資材の高さ)	高さ×延長	積算面積	

4.屋上緑化 (樹木による算定又は地被植物による算定のいずれか)

種類	高さの限度 (植栽時)	単位面積	積算面積(本数 ×単位面積)	緑化判定面積	その他要件等
高木	2.0m以上	3.0 m ² /本	本数×3.0 m ²	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・竹類は高さに関わらず低木Aとみなす
中木	1.5m以上 2.0m未満	2.0 m ² /本	本数×2.0 m ²		
低木A	0.6m 以上 1.5m未満	1.0 m ² /本	本数×1.0 m ²		
低木B	0.3m以上 0.6m未満	0.3 m ² /本	本数×0.3 m ²		
植樹帯	0.2m以上密植状 態であること。		基盤面積	基盤面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・植樹帯の中に樹木を植栽した場合は、植樹帯の面積のみ算定する
地被植物	多年草、つる植物、 0.2メートル未満 の樹木及び菜園		密植部分全体の 面積	積算面積	<ul style="list-style-type: none"> ・基盤の上空が屋根、庇等で遮蔽されていないこと ・樹木との重複算定は不可

助成内容

助成の対象となる費用の **2分の1の額**を助成します。助成金の上限は1件当たり20万円です。

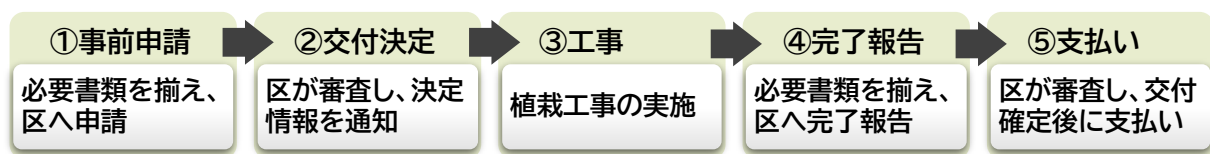
※助成の対象となる費用とは、**造園会社等事業者に依頼**して行う植栽工事に伴う樹木、植物、支柱、土壌等基盤構成資材の購入等費用及び基盤造成に伴う施工費用です(消費税および地方消費税を除きます。)

助成金交付対象者が自ら工事等を行った場合は、助成対象経費とはなりません。

※面積は、0.01㎡未満の端数は切り捨て。

※助成金は、1,000円未満の端数は切り捨て。

申請の流れ



必要書類について

1. 事前申請時に必要な書類

- (1) 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 緑化計画書(別記第2号様式)
- (3) 現地案内図及び建築概要書
- (4) 緑化計画平面図(建築物等の位置、地上、壁面及び屋上の植栽基盤等の位置・面積・長さ、植栽の位置・種類・高さなどを記載)
- (5) 屋上緑化断面図(屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面)
- (6) 工事の内容に係る内訳のわかる見積書
- (7) 現況写真(撮影日が分かるもの)
- (8) (個人事業者の場合) 事業を営んでいることを証する書類(営業許可書、直近の確定申告書等)の写し
- (9) (管理組合等の場合) 理事長又は管理者が管理組合総会で選定されたことを証するものの写し
- (10) (建築物等が共有の場合) 同意書(別記2-2号様式)

2. 完了報告時に必要な書類

- (1) 助成金完了報告書(別記第9号様式)
- (2) 緑化完了書(別記第10号様式)
- (3) 現地案内図及び建築概要書
- (4) 緑化計画平面図(建築物等の位置、地上、壁面及び屋上の植栽基盤等の位置・面積・長さ、植栽の位置・種類・高さなどを記載)
- (5) 屋上緑化断面図(屋上緑化用植栽基盤等の種類、構造及びその断面)
- (6) 工事の内容に係る内訳のわかる領収書

- (7) 工事完了写真(撮影日が分かるもの)
- (8) (区民の場合) 住民票の写し
- (9) 渋谷区緑化普及事業助成金交付請求書(別記第11号様式)

注意事項

- ・作業後の完了報告は令和9年3月15日までに区へ提出してください。
- ・同一年度内に1つの建築物等に対して1回の申請とします。
- ・助成後、必ず5年間はその緑地の適切な維持管理をし、年間を通じて緑を維持してください。
- ・渋谷区「[緑化計画作成の手引き](#)」で定められた方法で緑化を行ってください。

お問い合わせ先

渋谷区 環境政策部 環境政策課 環境政策係
〒150-8010
渋谷区宇田川町1番1号 渋谷区役所12F
TEL 03-3463-2749 (直通)
MAIL sec-kankyoseisaku@shibuya.tokyo

※郵送やメールでの提出も可能です。



渋谷区ふれあい植物センター

緑化計画作成の手引き

主な改正点

- 書類提出のオンライン化
- 太陽光パネル設置時の屋上部の緑化対象面積の考え方

渋谷区環境政策部
環境政策課

区ポータルをご確認ください

年 月 日

渋谷区長殿

住所
申請者氏名
電話番号

緑化計画書

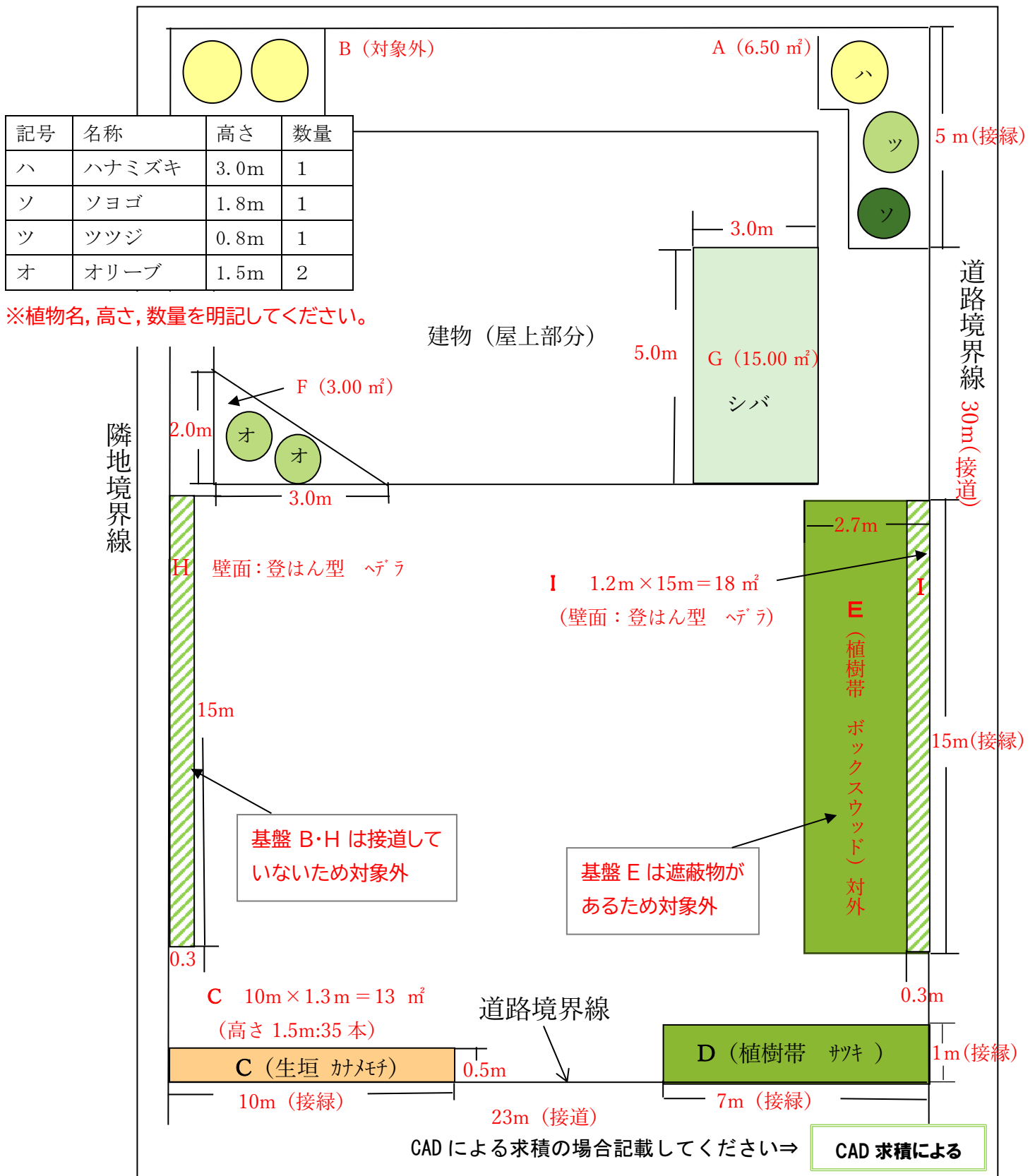
【記入にあたっての注意事項】

- ① 各数値は小数点第3位以下を切り捨てて、小数点第2位までご記入ください。
敷地緑化の基盤は、接道部から5m以内の範囲で算定してください。
- ② 飛び石、雨水ます、設備等の植樹できない部分は基盤面積から除いてください。
また天空でない部分も基盤面積から除いてください。
- ③ 算定外の樹木は記入不要です。
- ④ 完了書も同様の手順で作成してください。

す。

敷地の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
	A	6.50 m ²	高木1本・中木1本・低木1本	6.00m ²	6.00m ²	
C	5.00 m ²	生垣：H1.3m×W10m	13.00m ²	13.00m ²		
D	7.00 m ²	植樹帯：9本/m ²	7.00 m ²	7.00 m ²		
敷地の緑化判定面積(合計)					26.00 m²	
建築物の緑化面積	基盤	基盤面積	樹木植栽内訳	積算面積	緑化判定面積	
	屋上	F	3.00 m ²	中木2本	4.00 m ²	4.00 m ²
		G	15.00 m ²	地被類	15.00 m ²	15.00 m ²
	壁面	I	4.50 m ²	登はん：H1.2m×W15.0m	18.00 m ²	18.00 m ²
建築物の緑化判定面積(合計)					37.00 m²	
緑化計画総面積(敷地+建築物)					63.00 m²	
緑化完了日予定日				令和8年 9月 1日		

○平面図 作成例



※ 必ず接道の長さ及び接緑の長さを記載してください。

※ 可能な限り各基盤の辺の長さと同面積(特に不定形の基盤)を記載してください。